



会務通信

会員数/個人会員 1,046名 法人会員 64法人 (10月1日現在)



撮影：中村 奈央子

INDEX

◆ 霜月	会長 梅村 守	2
◆ 境界問題相談センターニュース No.59		4
◆ 「境界紛争解決センターぎふ」 要員・認定調査士研修会報告書	社会事業部員 稲垣 憲明	7
◆ 財務部会オブザーバー参加体験記	広報委員 三浦 祐紀	9
◆ 事務局からのご案内		10
◆ 編集後記		11

霜月



会長 梅村 守

**第36回 令和5年10月2日
日本土地家屋調査士会連合会
親睦ゴルフコンペふくしま大会
グランディ那須白河 ゴルフクラブ**



暑かった長い夏がやっと終わり、心地よい秋の季節が来たと思ったら、もう冬が間近に迫ってきました。最近秋が短くなったと言われますが、これも温暖化の影響でしょうか。ロシアによるウクライナ侵攻、パレスチナの武装組織ハマスによるイスラエルへのかつてない規模の攻撃がされるなど、世界は混乱状況にあり、日本にも大きな影響を及ぼしています。世界の情勢が良い方向へ行くことを願ってやみません。

さて10月は、連合会における行事が多くありました。10月1, 2日は「第36回日調連親睦ゴルフコンペふくしま大会」が開催され、私が愛知会を代表して参加してまいりました。17, 18日は「第1回全国会長会議」、22, 23日は連合会新人研修、24日は兵庫における連合会主催「狭あい道路解消シンポジウム」などです。ここでは私が出席した全国会長会議の報告をしたいと思いません。

全国会長会議は、年に2回、全国50会の会長と連合会の役員が集い会議をするものであります。連合会各部等事業計画の実施状況と今後の取組について、単体会会長から質問要望を行い、連合会

担当役員が回答する形式で進められ、その後、法務省職員による働き方改革推進のための窓口対応時間の変更についてのお願いと連合会が取り組んでいる事項の説明がありました。

○主な質問要望、回答

要望) 相続登記義務化に併せて表示登記の申請義務の周知についての要望

回答) 11月初旬から各党の議連へ行う予算政策要望の項目の一つとして、特に未登記建物については所有者不明問題にも繋がることを挙げ、相続登記の義務化と併せて国民への周知の要望をする。

質問) 相続土地国庫帰属制度について、連合会は制度の見直しについてどのように取り組むのか？

回答) 5年後の制度見直しに向けて、代理権若しくは書類作成できるようになるのか又は実地調査のお手伝いをする方向で動くのか、いろいろな可能性も含め法務省へ継続的に働きかけたいと考えている。

○連合会が取り組んでいる事項等の説明

- ・千葉正和財務部長（岩手会）から財政シミュレーションについて説明があり、従来の試算では令和12年度に次期繰越金がマイナスとなる結果となっていたが、令和5年度版の試算では令和10年度に次期繰越金がマイナスとなる結果になったということである。会長の方針では次期繰越金が1億円を下回ることになれば会費についての検討を開始するということである。現在の試算では、令和8年度に検討を開始することになると思われる。
- ・水野晃子業務部長（愛知会）から登記基準点における知識の向上及び技術の研鑽を目的とした集合形式による研修会の実施計画が発表された。開催日は令和6年1月～3月中で、受講対象は土地家屋調査士会ごとに担当部長等1名に加えて今後、認定登記基準点申請について指導等を行える者1名は必須とし、その他は各ブロック協議会に一任するとのことである。
- ・石野芳治社会事業部長（石川会）から令和6年度狭あい道路解消シンポジウムについて、中部ブロック協議会管内において開催を計画していることが報告された。令和5年度に引き続きの開催であるが、この取り組みを継続していくことにより、全国に狭あい道路の解消を啓発するとともに、国・自治体に対して狭あい道路解消の必要性や土地家屋調査士の専門性を発信していく。

その他、50会の会長が5つのグループに分かれてグループ討論を行いました。

今年もあと2か月となり、年末にかけて何かと忙しくなります。適度な運動とバランスの取れた食事を心掛け、十分な休息をとることで日々の活力を保ち、健康を維持していただければと思います。

愛知県土地家屋調査士会 境界問題相談センターニュース



No.59

今号は、先日9月14日に開催されました当センターの関係者【センター調停人（弁護士・調査士）、調査員、相談員、業務サポートセンター相談員、筆界特定室相談員、あいち境界問題相談センター運営委員】を対象にした「あいち境界問題相談センター担当者会議（研修会）」の報告をさせていただきます。

あいち境界問題相談センター担当者会議の報告

9月14日（木）にウインクあいち 1101号室にてあいち境界問題相談センター担当者会議が開催されました。



境界確認にて境界不承諾等、業務の支障が生じた場合に、まず筆界特定の申請を検討する、と選択する土地家屋調査士が多数であり、調査士会ADRを選択することは少数であると思います。ただ、業務の内容によっては、境界に付随する様々な問題が筆界特定のみで解決されず、速やかな業務進捗の妨げになってはいないでしょうか。

今回は「**早期の境界確定を目指して～筆界特定・調査士会ADR:両者の連携**」をテーマとし、名古屋法務局筆界特定室と筆界特定、調査士会ADRの現状を共有し、相互の理解を深め、業務に的確な申請や申立てを図ることを目的としました。

当日は、名古屋法務局筆界特定室から筆界特定登記官を含め2名の職員及び、ADRセンター関係者から50名のご参加をいただきました。

第一部の始めに筆界特定制度の現状と問題点について河村朋幸統括登記官（筆界特定登記官）から解説をいただきました。基本的には標準処理期間の予定どおりに処理できていること、ほとんどが法第131条第1項申請であること等の説明があり、昨年から継続している調査士会ADR会議・

研修に今後も参加を希望されました。

次に調査士会 ADR の現状と問題点として岩井運営委員に解説をいただきました。調査士会 ADR は相手方の応諾が必要であるが、回答が無い場合は運営委員が ADR 制度等の説明機会をうかがうといった ADR センターならではの対応が印象的でした。

その後、あいち境界問題相談センターへの最近の申立状況について壁谷専務理事から解説をいただきました。補佐人調査士を利用した申立て、申立相談についての説明がありました。弁護士及び調査士の共同受任による申立てか補佐人調査士を利用した申立てかは選択出来ますので案件の内容によってご判断いただけたらと思います。

第二部では、パネルディスカッションを行いました。パネリストとして名古屋法務局から2名、センター運営委員からは都築副委員長、山内運営委員、藤田運営委員が、筆界特定と調査士会 ADR の連携について討論しました。

筆界特定室の調査士会 ADR についての考えを聞ける貴重な場であり、また、当センターとして筆界特定、調査士会 ADR の見解が述べられ有意義なものとなりました。コメンテーターとしてパネルディスカッションに参加されていた弁護士の北條運営委員らは筆界特定室に更に踏み込んだ意見があり、後半は議論も華やかになりました。連携についてはまだまだこれから、というところですが今後も情報共有に取り組んでまいりたいと思います。

パネルディスカッション風景



最後に執行力の付与を念頭においた和解条項作成のポイントについて弁護士の光飛田運営委員に解説をいただきました。特定和解は執行力を備えた和解であり、ADR に執行力を持たせるものです。土地家屋調査士業務に係る条項例から調査士会 ADR の可能性を再確認することが出来ました。

あいち境界問題相談センター運営委員として2年目になりました。筆界特定、調査士会 ADR の互いの特徴をより理解できる会議だったと思います。登記を目的として筆界特定を申請しがちではありますが、「境界を端とする問題の解決」も土地家屋調査士の責務だと思います。

調査士会 ADR が「**気になって来た**」という方は身近にいる当センター運営委員に相談してください。

(あいち境界問題相談センター運営委員 天野直秋)

(あしがき)

今回は、毎年開催している担当者会議の報告を掲載しました。調停人、筆界調査員、筆特相談員、運営委員他のセンターに関係する方々に参加していただく研修会でした。筆界特定と当センターの連携については、今後も検討することが課題です。境界問題が発生したらまずは、当センターにご相談ください。お待ちしております。

(あいち境界問題相談センター運営委員 藤曲泰樹)

申立書作成には、レ点チェック等を利用した簡易申立書をご利用ください。

“調査士会ホームページ内、相談センター”をご覧ください。

フェイスブック <https://www.facebook.com/aichi.ADR/>

お問い合わせ先 あいち境界問題相談センター（愛知県土地家屋調査士会内）

電話番号 052（586）1200

・その他ご不明の点がある場合は、運営委員にご相談ください。

「境界紛争解決センターぎふ」 要員・認定調査士研修会報告書

日時：令和5年9月26日(火)13時30分～17時00分

場所：ワークプラザ岐阜

参加者：岐阜会 36名

劇団あいち 15名（あいち境界問題相談センター運営委員会）

岐阜会白井理会長による開会の挨拶

安田善一郎運営委員長による研修会開催の趣旨説明

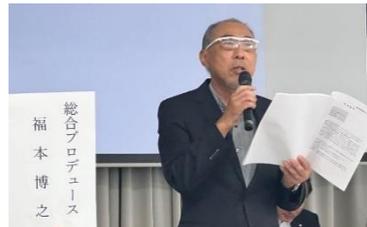
研修会場風景



岐阜会では、調停の経験が不足しているとのことであり、実際の申立があった際に戸惑うことが多いと想定されることから研修の企画をした。

1. 【劇団あいち】による模擬調停

福本委員長から概要の説明



調停人による
申立人、相手
方の意見聴取



相手方



エンディング



申立人



現地調停を含む境界確認及び双方の思いに寄り添って円満解決する模擬調停を披露した。

2. パネルディスカッション

愛知会パネラー



パネルディスカッション 全体像



【取り扱ったテーマ】

- ・ 認定土地家屋調査士以外の調査士が調停申立の補佐人になることについて
- ・ 公図精度が高い地域の調査士と公図精度が低い地域の調査士との公図を重要視する度合いの差異
- ・ 弁護士以外の代理人についての規程
- ・ ADRと筆界特定との連携について
- ・ 土地家屋調査士会と弁護士会との連携について
- ・ 筆界特定後の境界標設置について
- ・ 岐阜会において申立件数が少ない中での模擬調停を学ぶ意義
- ・ 新しい岐阜会会館の調停室設置の経緯

3. 境界問題に関する質疑応答

- ・ 相手方所有土地の一部を時効取得した際に、当該土地を分筆するための境界確定について 弁護士と土地家屋調査士でそれぞれの解決策が議論された。

岐阜会高田和明副会長による閉会の挨拶

【番外編】

岐阜会の新しい会館を表敬訪問



境界紛争解決センターぎふに、あいち境界問題相談センター運営委員会からたくさんのギフトを届けられた研修となった。岐阜の弁護士会からは一人の参加だけだったが、土地家屋調査士と弁護士との連携がセンターの社会貢献に繋がる第一歩であることを感じてほしい。

(社会事業部員 稲垣憲明)

財務部会オブザーバー参加体験記

日時：令和5年10月3日（火）13時30分～17時30分
場所：愛知県土地家屋調査士会会議室

令和5年10月3日の第7回財務部会にオブザーバーとして参加しました。出席者は会長をはじめ、副会長、財務部長、理事、部員の役員6名と本会事務局職員2名でした。

正直なところ、登録してから3年目の私にとって、本会の活動に関しては何を理解しておらず、どんな会議をしているか想像もできないままの参加でした。その反面、自分が所属する愛知会の会務がどのように運営されているか触れられるよい機会と思い、非常に楽しみにしておりました。



財務部役員のみなさん

まず驚いたのは、自分が考えていたよりも少人数で部会を行っていたことです。少人数で活発な議論をし、議題を進めていく姿はまさに少数精鋭だと感じました。

今回参加させていただいた財務部会は、お金に関わる部であるが故に非常に慎重に議論を進めている印象を受けました。会費や見舞金などを議題に、会計士や弁護士からのアドバイス、民法の観点からどのような主張ができるか、会員から出るであろう意見等々を役員で共有されておりました。

私であれば、あまり気にならないと感じた部分でも、やはりお金に関わることであるので、細かいところまで議論をし尽されており、ここまで多角的な議論がされていることに非常に驚きました。

長時間にわたり難解な議題を議論されており、私は頭がパンク状態でした。それでも議論を続ける役員の皆様の姿を見て、このように本会の会務が支えられているのだと改めて感じ、頭が下がる思いでした。

これまでは本会の運営について何も疑問を持たず日常業務に励んでおりました。しかし今回財務部会にオブザーバーとして参加して、自分の知らないところで多くの方の労力によって本会の運営が支えられていることを実感しました。これからは、本会の活動により積極的に参加していきたいと思えます。最後に、財務部の皆様、会議に参加させていただきましてありがとうございました。

（広報委員 三浦祐紀）

事務局からのご案内

10月の入会者

やまだ しょういちろう
山田 昌一郎 (熱田支部)
愛知第 3117 号
〒458-0801
名古屋市緑区鳴海町字花井町 41 番地 2
TEL 052-746-1130
FAX 052-746-1131

やびく あい
屋比久 愛 (熱田支部)
愛知第 3118 号
〒458-0801
名古屋市緑区鳴海町字花井町 41 番地 2
TEL 052-746-1130
FAX 052-746-1131

事務所変更

三次 真揮 (知多支部)
愛知第 3079 号
〒470-2309
知多郡武豊町字梨子ノ木一丁目 13 番地
TEL 0569-72-2715 ・ FAX 0569-58-2810

事務所の TEL 変更

佐々木 康次 (名古屋北支部)
愛知第 2051 号
TEL 052-212-5195

退会者

伊藤 正臣 (名古屋東支部)
愛知第 1627 号 / 昭和 52 年 3 月入会

杉田 剛康 (昭和支部)
愛知第 1960 号 / 昭和 62 年 8 月入会

久野 弘正 (名古屋西支部)
愛知第 1986 号 / 昭和 63 年 5 月入会

高橋 信男 (東三支部)
愛知第 2129 号 / 平成 5 年 8 月入会

訃報

今西 貞博 (熱田支部)
愛知第 2457 号 / 平成 15 年 2 月入会
令和 5 年 10 月 10 日逝去 (50 歳)

謹んでご冥福をお祈りいたします



11月の会務予定

- 1日 研修、広報部会
- 2日 規則整備委員会、事業開発 PT 会議
- 7日 総務、財務、社会事業部会
- 8日 業務部会、広報戦略 PT 会議
- 10日 年次研修(名古屋市公会堂)
- 15日 自由業中堅フォーラム'10
- 17日 年次研修(名古屋市公会堂)
- 22日 理事会、研究所ゼミ
- 24日 新入会員業務研修委員会
- 29日 あいち境界問題相談センター運営委員会

☑ 業務に関するお知らせ（9月16日から10月15日まで）

- 9月19日 民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（相続登記等の申請義務化関係）
- 9月27日 名古屋法務局熱田出張所 事務停止の連絡について
- 10月2日 会員名簿の追録(令和5年10月2日受付分まで)を掲載しました
- 10月3日 働き方改革推進のための法務局及び地方法務局における窓口対応時間の導入について
- 10月4日 テレワーク導入支援アドバイザー派遣について(愛知県からのご案内)
- 10月4日 (中部電力パワーグリッドより)境界確認及び地役権存続証明書の発行申込みの電子化について
- 10月5日 狭あい道路解消シンポジウムのライブ配信について
- 10月10日 登記情報提供サービスのシステムメンテナンスについて

以上、ホームページ>会員の広場>通知・通達、お知らせへ掲載しました。

📢 表紙写真の募集！

会務通信の表紙を飾ってみませんか？

季節の写真や業務で気になった写真など、たくさんのご応募をお待ちしております。

応募方法の詳細は、本会ホームページをご覧ください。

ホームページ>会員の広場>ダウンロード>お知らせ 2022/06/27



表紙写真 「秋の香嵐渓」

知多支部 中村奈央子 撮影場所：豊田市

すごい人出でしたが、清々しかったです。

編集 後記

10月に入り、涼しくなってきました。朝晩は冷え込む日が出てきましたので体調管理が大変です。いつ作業服を夏服から冬服に衣替えするか考えているこの頃です。

先日、息子の保育園で運動会がありました。自分が子供のころは観覧席の保護者が高んてあんなに盛り上がっているのか分かりませんでした。いざ観覧する側になると応援にも自然と力が入って、ようやくその気持ちが分かるようになったかと、しみじみ

と思いました。ちなみに息子は、かけっこ一等賞でした。えらい！！

(広報委員 三浦祐紀)

- 発行日 令和5年11月1日
- 発行所 愛知県土地家屋調査士会
〒451-0043 名古屋市西区新道一丁目2番25号
TEL 052-586-1200
- 発行人 梅村 守
- ホームページの URL <https://www.chosashi-aichi.or.jp>